

○長浜市DX実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱

令和4年2月15日告示第48号

長浜市DX実証実験プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域課題の解決及び市民生活の質の向上を図るため、本市をフィールドにデジタル技術を活用した実証実験を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実証実験 デジタル・トランスフォーメーションの取組により本市の地域課題の解決や市民生活の質の向上に資するものであり、新しいサービスやビジネスの創出を加速させるために本市をフィールドに実施されるデジタル技術を活用した実証実験をいう。

(2) 公募型プロポーザル 複数のものを実証実験に関する企画提案を求め、創造性、実現性、経験等を総合的に勘案して最も優れた企画提案を行ったものを実施事業者として選定する方式をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 本市の地域課題の解決や市民生活の質の向上につながるデジタル技術を活用した事業

(2) 本市をフィールドに取り組む事業

(3) 本市が示す応募テーマに取り組む事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する実証実験を実施する事業者又はその事業者を中心に組織された共同体とする。

(1) 本市が実施する公募型プロポーザルにより選定されたものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(5) 国税又は地方税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が国、地方公共団体その他公共的団体から補助対象経費に対して補助金等の交付を受ける場合は、同項に規定する補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から他の補助金等を差し引いた額に3分の2を乗じた額以内とし、1補助事業当たりの上限額は300万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとするものは、規則第4条に規定する書類等を補助事業を実施しようとする日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項で規定する書類等のうち、「事業計画書」及び「補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類」は「企画提案書」に読み替えるものとする。

(補助金の交付方法等)

第8条 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補

助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第17条第2項の規定により、交付決定の額の10分の9を限度として、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けたものは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の市長が別に定める日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実証実験実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 補助事業の実施状況がわかる写真

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月15日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費
1 報償費	外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
2 原材料費	事業実施に必要な加工用資材に係る経費
3 機械器具借上料	事業実施に必要な機器や器具のリース・レンタルに要する経費
4 消耗品費	事業実施に必要な物品(取得価格10万円未満)の購入に要する経費
5 開発費	事業実施に必要な製品、サービス、システム及びソフトウェアの開発に要する経費、外注費
6 通信運搬費	事業実施に必要な物品の運搬費、データ通信費
7 広報活動費	事業実施に必要な広告宣伝費、Webページ作成費
8 交通費	事業実施に係る国内の交通費(市内移動用のレンタカー及びガソリン代を含む。)
9 賃借料	事業実施に必要な施設、土地を借り上げる経費
10 その他諸経費	事業実施に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費。ただし、当該事業のために使用されることが特定及び確認できる経費であること。